

湯沢町産野生ナラタケの出荷及び食用の自粛要請を解除しました

湯沢町産野生きのこについては、平成24年度に県が実施した検査で食品衛生法の規格基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出されたことから、県は湯沢町等に対し出荷及び食用の自粛を要請しています。

湯沢町産野生きのこのうち野生ナラタケについて、平成24年度以降、自粛要請解除に向けたデータ収集を実施してきた結果、安定して基準値を下回ることが確認できたため、本日付で自粛要請を解除しました。

なお、野生ナラタケを除く湯沢町産野生きのこについては、自粛要請を継続します。

今後、県では別紙「出荷等自粛要請解除後の管理計画」のとおり対応するとともに、県内全域の野生きのこについて、引き続き検査を実施し、その結果を公表してまいります。

【参考1：自粛要請解除に向けた野生ナラタケの検査結果】

検査数	検査日	放射性セシウム（単位：ベクレル/kg）			放射性ヨウ素
		セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
56検体	H24. 10. 22 ～H30. 11. 28	検出されず	検出されず ～83	検出されず ～83	検出されず
食品衛生法の規格基準（一般食品）				100	基準なし

※1 1検体（83ベクレル/kg：平成28年度三国地区）を除き、全てが基準値の2分の1を下回りました。

なお、83ベクレル/kgが検出された採取地点については、その後も継続的に検査を実施しました。

※2 表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

（検出限界値とは、測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。）

【参考2：県による出荷等自粛要請状況（令和元年7月5日現在）】

- 平成24年10月18日～ 湯沢町産野生きのこ（野生ナラタケを除く）
- 平成26年5月30日～ 津南町産こしあぶら
- 平成29年5月10日～ 魚沼市産こしあぶら
- 平成29年5月19日～ 南魚沼市産こしあぶら
- 平成30年5月9日～ 湯沢町産こしあぶら

※ 上記(2)～(5)については、合わせて、国による出荷制限指示が出されています。

＜この記載事項に関するお問い合わせ先＞

農林水産部食品・流通課

電話 025-280-5303（内線 2940）

＜野生きのこの生態等に関するお問い合わせ先＞

農林水産部林政課

電話 025-280-5326（内線 3028）

出荷等自粛要請解除後の管理計画（湯沢町産野生ナラタケ）

1 解除後の検査計画

- (1) 県は野生ナラタケの発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、出荷前に基準値（100Bq/kg）以下であることを確認する。
- (2) 出荷される野生ナラタケの安全性を確保するため、過去の検査で50Bq/kgを超えた場所又は過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。
- (3) 出荷期間中に、原則として週1検体の定期検査を行う。

2 解除後の出荷管理

(1) 出荷者対策

県は湯沢町と連携し、同町のナラタケを出荷する直売所、卸売市場等に対して、入荷先、販売先の記録（台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらう。

(2) 流通対策

県は湯沢町と連携し、直売所、卸売市場等に対し、品目（ナラタケ）、採取地を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点を巡回指導する。

3 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は湯沢町と連携し、採取者に対し、速やかに同町のナラタケの出荷等自粛を要請するとともに、直売所や卸売市場等に対して、出荷されたナラタケの回収を要請する。

4 関係者への周知

県は湯沢町と連携し、本計画の内容について、採取者、直売所、卸売市場等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。